

## 商品概要説明書

(平成28年1月4日現在)

1. 商品名	財形年金預金				
2. 商品概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤労者財産形成促進法にもとづき、勤労者が在職中に計画的に資産形成を行い、これを老後の生活資金として受取ることができる預金です。</li> <li>在職中の積立および退職後の年金の支払いが完了するまでの利息については、財形住宅預金と合算で元利金あわせて550万円まで利息が非課税となります。</li> </ul>				
3. ご利用いただける方	<p>当行と財形貯蓄契約をしている企業(事業者)の従業員の方で、契約時の年齢が満55歳未満の方</p> <p>* 他金融機関を含めお1人さま1契約となります。</p>				
4. 申込方法	事業主が従業員の申込書をまとめて当行にお申し込みください。				
5. お預け入れ					
(1) お預け入れ方法	<p>給与・賞与からの天引き</p> <p>毎月の積立は自動継続期日指定定期預金(最長預入期間3年、1年複利)で預入されます。</p> <p>* 預入期間が1年未満となるものはスーパー定期預金で預入されます。</p>				
(2) お預け入れ金額	1円以上1円単位(給与・賞与の範囲内)				
(3) 積立期間	5年以上				
	* 毎年1回以上定期的に預入いただきます。				
6. 据置期間	<p>5か月以上5年以内で自由にご指定</p> <p>* 受取サイクルが3か月ごとの場合は6か月以上5年以内</p>				
7. 年金受取					
(1) 受取開始	満60歳に達した日以降				
(2) 受取期間	年金受取開始日から5年以上20年以内の期間にわたって設定可能です。				
(3) 受取サイクル	2か月ごとまたは3か月ごとに受取口座に自動入金いたします。				
・受取回数	<p>2か月ごとの場合…受取回数 31回以上120回以内</p> <p>3か月ごとの場合…受取回数 21回以上80回以内</p>				
(4) 目的外引出	<p>年金目的以外の引出の場合、課税扱いでの全額解約となります。</p> <p>非課税で支払済の利息についても、引出日より5年間さかのぼって以下の税率で源泉徴収されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20.315%</td> <td style="text-align: center;">〔 国 税 15.315% 地方税 5% 〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 上記国税には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。</p> <p>平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税(0.315%)が課され、国税15.315%を源泉徴収いたします。</p>	税 率		20.315%	〔 国 税 15.315% 地方税 5% 〕
税 率					
20.315%	〔 国 税 15.315% 地方税 5% 〕				

<p>8. 利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払方法</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 非課税限度額</p> <p>(5) 金利情報の入手方法</p>	<p>預入時の店頭表示金利を満期日まで適用します。</p> <p>すでに預入されている期日指定定期預金が自動継続される場合、ご継続日当日の店頭表示金利を適用いたします。</p> <p>年金支払日に元金とともにお支払いします。</p> <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p> <p>財形住宅預金と合算で元利金合わせて550万円まで非課税です。</p> <p>* ただし、非課税限度額を超過した場合、または積立の中断が2年を超えた場合には、その後に支払われる利息すべてが以下の税率で源泉徴収されます。</p> <table border="1" data-bbox="576 600 1078 741"> <thead> <tr> <th colspan="2">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20.315%</td> <td>( 国 税 15.315% 地方税 5% )</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 上記国税には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。</p> <p>平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税(0.315%)が課され、国税15.315%を源泉徴収いたします。</p> <p>店頭の金利表示ボードに表示している他、ホームページ上でもご覧いただけます。</p>	税 率		20.315%	( 国 税 15.315% 地方税 5% )
税 率					
20.315%	( 国 税 15.315% 地方税 5% )				
<p>9. 手数料</p>	<p>_____</p>				
<p>10. 付加できる特約事項</p>	<p>_____</p>				
<p>11. 中途解約時の取扱い</p>	<p>財形年金預金を中途解約する場合は、当該定期預金の中途解約利率が適用されます。</p> <p>* 詳しくは、期日指定定期預金およびスーパー定期預金の商品概要説明書をご参照ください。</p>				
<p>12. リスクに関する事項</p>	<p>_____</p>				
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>○ この預金は、預金保険の対象となります。</p> <p>○ 財形持家融資制度、財形教育融資制度の貸付対象となります。(別途審査があります。)</p>				
<p>14. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。</p> <p>【連絡先】 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>				